

議案第十号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表一の部（一）の款中「小学生・中学生」を「小学生・中学生・高校生」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

いきいきプラザの個人利用の使用料について、高校生の区分を定めるため、本案を提出いたします。